

資料紹介

家族に関する国際的法律文書の幾つか

特集『今こそ家族を考える』の末尾に、国際家族年（一九九四年）に国連が提起した『家族』についての見解の中の「国際家族年」、「人権と家族」、「危機に瀕している家族」をのせました。出典は国際連合広報センターから出されたリーフレットからです。

家族に関する国際的な法律文書は「人権と家族」のところだけでなくさん引用されていますが、ここでは割愛させていただきます。

『国際連合の基礎知識』（国連広報センター出版）の「家族」の欄（同書一六八頁）によれば、国際家族年開催にいたる経過は次のようです。

一九八〇年代に国連では国連総会、経済社会理事會、社会開発委員会の場で家族に関する諸問題を検討してきました。その結果、社会の進歩と開発（発達）を促進するための世界規模での努力の一環として、緊

急に家族問題にかんする国際協力を強める必要があることが確信され、総会は一九八九年に五年後の一九九四年を「国際家族年」とすることが宣言されました。

国際家族年に関する国連システムの国際的な取組内容は上記の国連広報センターのリーフレットを参照してください。リーフレットを取り寄せられる方は郵便番号150-0001 東京都渋谷区神宮前五丁目五三-70 国連大学ビル八階 電話03-5467-4451-4 またはFAX:03-5467-4455へ申し込まれると送ってくれます。



危機に瀕している家族

困難な状況にある家族がそれに対処することができ、一方で、同じく苦境にある他の家族が容易に崩壊してしまうのはなぜか。こうした家族を強くするものは何か。彼らの力は他の「危機に瀕している家族」に伝えることができるだろうか。今日の世界で、多くの家族は、機能し実際に生き残るための能力を脅かす困難な課題に直面している。

危機に瀕している家族の概念は、一領域における問題に対処できない家族はしばしば他領域の問題にも対処できず、したがって崩壊の危機にあるという所見から導かれる。他方では、困難な状況に対処できる家族は、障害の克服における成功にきわめて重要ないくつかの共通の特徴を示している。

世界中の家族は実際、持続的で厳しいストレスにさらされている。疾病、戦争、貧困、飢餓、環境問題およびその他の圧力がのしかかっており、しばしばその対処能力を超えている。これらの圧力は明らかに、開発途上国に限られない。失業、薬物、犯罪およびエイズ問題が家族に及ぼす影響は、開発途上国でも先進国でも等しく見られる。

これらの問題に取り組むため、国連システムは「危機に瀕している家族」の実際の定義を、生産、再生産および社会化の基本的機能を達成できない家族とす

ることを提案した。こうした家族は、健康、栄養、住居、肉体的および情緒的世話、人格形成といった領域における家族成員の基本的ニーズを満たさない。

個人が個人的・集団的な安全の感覚を失っている家族、個々の成員が物理的または心理的搾取、もしくは権利と責任の配分における不公平を経験している家族、ならびに政治的、社会的または経済的原因により崩壊しそうな家族も、危機に瀕していると考えられる。

家族を危機に直面させる原因のいくつかはまさに家族内にある。家庭内暴力、薬物およびアルコール嗜癖、児童および性的虐待、ならびに児童遺棄などである。こうした病理が明らかになる場合、公共施設や任意施設が家族の養育および介護機能の責任を負うことにより、重要な役割を演じることもある。

多くの家族が、不可抗力によって危機にある。難民および避難民家族、移住家族、ひとり親家族、そして環境破壊で生計手段が損なわれた家族など、他にも例は数多くある。これらの状況において、基本的ニーズを満たすことができる家族の特性を確認する必要がある。ひとたび確認されれば、その特性は他の家族において強化することができる。

難民家族は特殊な問題に直面している。祖国から避難国への突然の移住において、夫婦が離別し、子どもが肉親から離れるよう余儀なくされることもある。不慣れた状況における無力感と不安感、疾病と栄養不良

は、生き延びる家族に多大な試練を課す。

しかし極端な状況でも家族はかけがえのない力の源泉でありつづける。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、最も効果的な救援措置は家族の価値を認識する措置であることを見出した。同機関は難民家族が自らを組織する資源および能力を活用するアプローチを確立した。難民家族は自助努力のための潜在的と見なされており、その力が全面的に用いられなければならない。

ひとり親も重要な問題である。シングルマザーが世帯主である家族の子どもは、両親と同居する子どもに比べ貧困生活をおくる見込みがかなり高い。米国では、黒人の婚姻夫婦の子どものうち貧困者は一八％にすぎないが、黒人のシングルマザーの子どものうち六五％は貧困者である。母親が十代であるひとり親家族は、財政資源の全般的な不足と親として経験不足により、最大の問題を提起している。

家族を危機に陥らせる問題のいくつかは、予測と防止が可能である。人口に占める脆弱な家族の割合はめったに測定されない。問題が現れるまで、この種の家族についてはほとんど知られない。脆弱な家族は、診断も処置もなのまま放置されれば、やがて地域社会が負う負担も費用が増大する。初期診断の後に効果的な処置が一層の崩壊を防げば、相当の利益が得られる。

効果的な防止は、費用が高く効果が低い治療アプローチよりも望ましい。「緊急処置」は、特別な住宅供

給、資金援助、および転居家族の再装備と安定化を伴う。家庭内暴力が家族または夫婦を脅かす場合には、避難所、女性および子どものための法的センター、電話ホットライン、および治療プログラムといった即時保護が提供される。長期的措置には、より良い教育および広報キャンペーンと、女性の地位の向上が含まれる。

これらの問題に取り組むため、国連システムは、国際家族年に関する特別機関会議の後援の下で、危機に瀕している家族に関してシステム全体にわたる作業部会を設置し、脆弱性または崩壊により脅かされている家族のための共同活動を行っている。

同作業部会は、国際家族年事務局の組織的援助を得て、世界保健機関（WHO）、ユニセフ（国連児童基金）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、および食糧農業機関（FAO）により率いられている。同作業部会の最初の会合は、一九九三年七月にジュネーブでWHOにより主催された。

目的は、国連の専門技術を結集し、家族を危機に陥らせる原因を明らかにし、どうしたら家族が問題に対処できるようになるかを考え、危機に瀕している家族のための活動を開発する手段を確認し、家族の福祉を向上させる活動を促進することである。これは、国際家族年に向けて国連システムの諸機関により実施されている共同活動の一つである。

「国際家族年」に関する資料

国際家族年(IFYF)、一九九四年

数千年にわたって家族は、事実上すべての社会がそこから力を引き出し未来を創出する中心的制度でありつづけてきた。国連は一九九四年を国際家族年に指定し、この基本的制度を支える国際協力の増大を新たに促進している。国際家族年のモットー「家族からはじまる小さなデモクラシー」(「Building the smallest democracy at the heart of society」)は、社会の福祉を確保するうえで家族が演じる中心的役割を反映している。

社会が結合力を有し、法を遵守し、生産的である場合、その力の源泉は常に家族の力に遡ることができるといえる。今日、家族は飢饉、貧困、失業、麻薬、エイズといった多くの危機と、経済、資金所得およびライフスタイルの構造変化に直面している。それにもかかわらず、家族は依然として文化的価値を保護し、伝達するきわめて重要な手段である。また、家族は外部世界に対する子どもたちの規範である。現在、国際家族年において、世界の注意は、家族成員の福祉に不可欠な情緒的、財政的および物質的援助の源泉としての家族の機能を達成させることに向けられている。

国連総会は、一九八九年二月八日の決議44/82において、一九九四年を国際家族年と定めた。国際家族年は一九九三年二月七日に総会により正式に開始された。そのテーマは、「家族・交

わりゆく世界における資源と責任」である。国際家族年は、家族を国際的議題にし、家族問題に関わっている人々によるあらゆるレベルでの活動を奨励する。世界中の家族生活の豊かな多様性に対する認識は、建設的な社会変化をもたらし得る媒体としての家族に対する正式の承認と同じく、進展にきわめて重要な広がりを加えるであろう。

ブトロス・ブトロス・ガリー国連事務総長が、マルタのパレルマで一月二八日―二月二日に開かれた、国際家族年を開始するための世界NGOフォーラムにおいて強調したとおり、「国際家族年は、家族と社会全般の双方において、人権、特に子どもの権利、個人の自由、男女平等の促進を支援しなければならぬ」。家族成員がその潜在能力を十分に発揮できるよう、家族の内なる力を強化することが重要である。

社会援助制度の助けにより、親が仕事と家庭に対する責任を果たせるようにすることが最も重要である。出産休暇、保育および高齢者・虚弱者介護は、このことを促進できるアプローチの一部である。親が家族の義務を果たすことで雇用保障または促進において不利益を被らないようにすることが不可欠である。

国際家族年の目的は、以下のとおりである。

- ・ 政府と民間部門における家族問題に対する認識を高めること。
- ・ 家族政策を立案、実施、監視する国内機関の努力を強めること。

と。

- ・ 家族関連問題に対処する努力を促すこと。
- ・ 地区・地域・全国の家族関連計画の有効性を高めること。

・国内および国際的な非政府組織（NGO）の間の協力を促進すること。ならびに、

・女性、子ども、青年、高齢者、障害者のための現行活動を増進すること。

政府、任意組織および民間部門は、家族の多岐にわたる危機の問題——と解決——に対する新たな認識を促すことが期待されている。彼らは国連とその下部機構の援助を得て、地区・地域・全国レベルで具体的活動と実施に取り組むであらう。

市民参加の時

家族関連問題はほとんどの社会政策に当てはまるため、国際家族年は、人口、高齢化、障害、青年といった以前別個に扱われたいくつかの社会問題をまとめることができる。

世界中の国で、特に、多くの現行の国内政策および計画が、もはや現実を反映していない概念と家族モデルに基づく傾向がまだにある。したがって国際家族年は、家族関連の法律と社会政策の採択を含め、家族に利益をもたらす適切に考案された国内戦略を導くことが意図されている。諸国は、国内法が家族に対して及ぼす現実的かつ潜在的影響を明らかにするため、各自の国内法の全般的見直しの実施を考慮する機会を持つであらう。男性が子ども育児と成長においてより大きな役割を果たすことができ、女性が教育と雇用において新たな機会を追求することができるパートナーシップの新パターンは、国際家族年が新しい勧告を支持することを要求する。これは、家族の状況に関する研究、既存のサービスの評価、そして満たされていないニーズの確認によって支

援されなければならない。

国際家族年は、人々が地区・全国・地域レベルでの政策決定に影響を及ぼす手段を提供する。事務総長はマルタのパレッタで、「国際家族年を開始するための世界NGOフォーラムは、草の根レベルでの、社会と開発環境の力と弱さの反映としての家族に対する格好の贈り物である」と述べ、このことを指摘した。しかし、国際家族年は家族自体の支持と参加がなければ成功しないであらう。

準備状況

多くの政府と組織が準備と実施を始めており、国内調整機関が一〇〇カ国以上に設置された。国内行動計画が九〇カ国以上で作成されつつあり、九四カ国の政府が国際家族年の国内目標を定めた。いくつかの国々はすでに優先事項を確認しており、国内計画を開始し、登報キャンペーンを始めた。

総会は、NGOが国際家族年の準備と遵守のためにできるかぎり尽力し、国際家族年の目的を達成するために国連と協力するよう要請した。多くのNGOが国際家族年の準備に全面的に関与しており、その宣言における主要推進力でもあった。いくつかのNGOは、広範な連絡網とコミュニケーション経路を用いて、国際家族年のメッセージを共同体組織、一般市民および家族自体に伝えていく。

主要なNGOのイニシアチブである、国際家族年の開始に関する世界NGOフォーラム（マルタのパレッタ、十一月二十八日—二月二日）は、国際家族年の最初の行事となった。同フォーラム

は、ニューヨークおよびバリの家族に関するNGO委員会の協力を得て、家族に関するウィーンNGO委員会により主催された。同フォーラムのテーマは、「個人と社会の福祉のための家族の促進」(“Promoting Families for the Well-being of Individuals and Societies”)であった。

国連の努力

少なくとも三四の国連機関が国際家族年の活動を実施している。協力の焦点は、情報交換、意識高揚、そして子どもの生存および保護計画、難民援助および薬物乱用教育計画といった計画の策定におかれるであろう。

国連事務総長は、国際家族年の調整役にヘンリク・J・ソカルスキー (Henryk J. Sokalski) 氏を任命し、ソカルスキー氏率いる小規模な国際家族年事務局が、政策調整・持続可能開発局の中に設置された。この国際家族年事務局はオーストリアのウィーンにある。

事務総長は国際家族年の遂行のための任意信託基金を設立した。これは特に開発途上国において国際家族年の目的を促進する国内プロジェクトを支援し、各国政府に技術援助と助言サービスを提供するために用いられている。同基金は国際家族年事務局により運営されており、事務局は公共部門と民間部門を対象とする資金調達キャンペーンを行っている。一九九三年一月七日現在、同基金に対して提出および約束された資金総額は、組織と個人からの一〇万ドルと各国政府からの五〇万ドルを含む一七〇万ドル以上に達していた。

一九九三年に国際家族年のための地域準備会議が、アフリカと西アジアについてはチュニジアのチュニスで(三月一九日～四月二日)、欧州と北米についてはマルタのバレッタで(四月二六日～三〇日)、アジア太平洋地域については中国の北京で(五月二四日～二八日)、ラテンアメリカ・カリブ海地域についてはコロンビアのカルタヘナで(八月一〇日～一四日)それぞれ開かれた。これらの会議は、国連地域委員会と開催国政府の協力を得て、国際家族年事務局により主催された。

詳細な情報は以下から入手できる。

Coordinator for the International Year of the Family United
Nations Office at Vienna
P.O.Box 500, A-1400 Vienna, Austria Tel:(43-1)21131 4223, Fax:
(43-1)23 74 97

Information Officer for the International Year of the Family
Department of Public Information
Room S-1040, United Nations
New York, NY 10017, USA
Fax:(212)963 4556

人権と家族

国連は、国際家族年である一九九四年の行事の先頭に立って行動している。国際家族年の原則の一つは、家族は国にとって、また

各国社会内で、様々な形態と機能があることである。

個人と家族が跨りとする伝統と遺産を保つため奮闘している一方、多くの人々にとって生活のもっとも著しい特徴は変化である。世界中で家族は、社会変化、経済問題、および近代化と開発の圧力によって、絶え間ない変化を経験してきた。

多くの国際的法律文書における家族への言及は、この社会構造に対する国連加盟諸国の継続的な関心と尊重を反映している。これらの法制度が発展するにつれて、それは人権の促進と既存の伝統の尊重とのバランスをとり、家族成員の個人の権利を守りながら制度としての家族を保護してきた。

多くの国際的法律文書が家族に普及している。世界人権宣言（一九四八年）、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（一九六六年）、市民のおよび政治的権利に関する国際規約（一九六六年）、女子に対するあらゆる形態の撤廃に関する条約（一九七九年）、宗教または信条に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言（一九八一年）、児童の権利に関する条約（一九八九年）、およびその他の多くの法律文書である。この小論は、主要な国際的法律文書に見いだされる家族に関する基本的規定の一部を検討する。

家族の機能

一九四八年に世界人権宣言が国連総会により採択されて以降、家族は国際法において認識されてきた。同宣言によれば、「家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって」（第16条3）、「成年の男女は、人種、国籍または宗教によるいかなる制限をも

受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する」（第16条1）。

家族は社会における機能、たとえば経済単位としての家族の機能によって説明されてきた。世界人権宣言は、「すべて人は、衣食住、医療および必要な社会的施設等により、自己および家族の健康および福祉に十分な生活水準を保持する権利を有する」（第25条1）と述べている。「失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力」によりこの権利が保証されない場合は、社会保障を受ける権利が保証されなければならない（第25条1）。

さらに、ある者が無国籍者または難民である場合にも、家族的責任に関する社会保障に対するその者の権利は保証されなければならない（難民の地位に関する条約第24条1（b）、無国籍者の地位に関する条約第24条1）。

出産と育児は、家族のもう一つの重要な機能と見なされてきた。親の基本的権利の一つは、何人の子を、いつもうけるかを決定することである。一九六八年にテヘランで開催された国際人権会議において採択されたテヘラン宣言は、「親は子の数および出産間隔を自由にかつ責任をもって決定する基本的人権を有する」と述べている（第16節）。

家族と子ども

国際的法律文書は子どもにも焦点を合わせており、子どもは「その人格の完全かつ調和のとれた発達のため、家庭環境において、幸福、愛および理解のある環境において、成育すべきである」（児童の権利条約、前文第6節）としている。さらに、「すべ

て児童は…その家族、社会および国家の一員である未成年者としての身分により必要とされる保護措置を受ける権利を有するものとする」(第24条1)。

家族が子どもの成長におけるこの役割を引き受けるのを支援するため、経済的、社会および文化的権利に関する国際規約は、「できる限り広範な保護および援助が、…特に、家族の形成のためにならびに扶養児童の養育および教育について責任を有する間に、与えられるべきである」(第10条1)と述べている。国内および国際的な里親縁組と養子縁組に特に関連する児童の保護と福祉についての社会のおよび法的原則に関する宣言では、「児童福祉は良好な家庭福祉に基づく」(第2条)。

子どもがその家族からこうした援助を得られない場合、「社会と公共機関は、家族のない児童および十分な援助手段をもたない者に対し特別に配慮する義務を有する」と、児童の権利宣言は述べている(原則6)。子どもが難民と考えられる場合、国は所管機関と協力し、「このような児童を保護し援助し、その家族との再結合に必要な情報を得るため、難民児童の親またはその他の家族成員を追跡をするものとする」(児童の権利条約、第2条)。

家族と教育

国際的法律文書は、伝統文化と宗教の伝達を含め、家族が教育において演じる役割を強調している。宗教または信条に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言は、「児童の親または場合により法的後見人は、その宗教または信条に従って、また、児童がそのように養育されるべきだと自ら考える道徳

教育に留意して、家族生活を組織する権利を有する」と述べている(第5条1)。

家族はまた、広い視野で子どもを教育することも期待されている。青年における平和の理想、相互尊重および理解の促進に関する宣言は、「青年を教育するうえでの主要目的は、より高度な道徳的資質を得て、平和、自由、全男女の威厳と平等の高い理想を深く抱き、人類とその創造的達成に対する尊敬と愛情を抱くように、そのあらゆる才能を開発し訓練することである。この目的のため、家族が演じるべき重要な役割がある」(原則VI、第1節)と述べている。

子どもに関する家族の役割は、福祉と教育の提供に限られない。少年裁判の運営のための国連標準最低限規則——「北京規則」とも呼ばれる——は、家族は、「少年の福祉を促進し、法律に基づく干渉の必要性を減少させ、また、法に抵触する少年に効果的、公正、かつ人間的に対処するための」資源の一つであると述べている(1・3)。法律違反が生じたならば、「その法律違反が深刻な性質のものでない場合、ならびに家族、学校またはその他の非公式な社会的監督機関が適切かつ建設的な方法ですでに対応している場合または対応する見込みが高い場合には」(注釈11)、タイプーションまたは不干渉が望ましい対応であると考えられる。同規則はまた、「親からの児童の別離」を「最終的手段」としてのみ要求している(注釈18)。いかなる場合にも、家族単位の中の少年の更生が最も望ましいと考えられる(25・1)。

これら制度としての家族の保護

種類の外的干渉と差別を免れるべき制度であると考えられてきた。世界人権宣言は、「何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしいままに干渉されることはない」と述べている(第12条)、また、「人はすべて、このような干渉または攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する」(同上)。

しかしながら、最近の法律は、伝統的家族形態の一部は必ずしも全家族成員に基本的人権を保証していないことを認識している。原則として、世界人権宣言は、成年の男女は、「婚姻中およびその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する」と述べている(第16条上)。だが、一九六二年の婚姻の承諾、婚姻下限年齢および婚姻登録に関する条約は、「結婚と家族に関する一部の慣習、古い法律および慣行は、国連憲章および世界人権宣言に規定されている原則と矛盾していた」ことを認めている(前文第3節)。

女性と家族

さらに、一九七九年の女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約は、女性に対する差別は、「社会および家族の繁栄の増進を阻害する」と繰り返し返さなければならなかった(前文第7節)。同条約は、「家族の福祉に対する女子の大きな貢献」に言及し、「子の養育には男女および社会全体が共に責任を負うことが必要である」と規定している(前文第3節)。同条約はまた、「社会および家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要である」と述べている(第14節)。制度としての家族は、それゆえ家族成員の個人の

権利とのバランスを保つことを必要としている。

家族的責任は家族外での差別を生じさせてはならない、と国際労働機関(ILO)の、雇用および職業についての差別に関する条約第 号は述べている。一九五八年の同条約は、「性別、年齢、心身障害者、家族的責任、もしくは社会的または文化的地位などの理由に棋り、特別の保護または援助を必要とする」と一般的に認識されている者の特定の必要事項を満たすために設けられるその他の特別措置は、差別と見なしてはならない」と述べている(第5条2)。

個人と家族

個人とその家族との密接な関係は、時には特別な考慮を必要とする。犯罪および権力濫用の被害者のための正義の基本的原則宣言(第2節)によれば、刑事裁判では「被害者」という用語は「適切な場合には、直接的被害者、の直系家族または扶養家族を含む」。一方、「加害者と被害者の家族関係にかかわりなく、あらゆる者が被害者と考えられることもある」(同上)。

家族を基本的人権として認識するに当たって、囚人の待遇のための標準最低限規則は、囚人は家族と通信し、家族の訪問を受け、自己の投獄または移送を家族に連絡する権利を有する、と述べている(第37節および第44節)。

基本的人権と家族

国際法において、家族は様々な分脈で言及されてきた。このことは、家族の概念——その役割と機能——が長年にわたって変化

してきたことを示している。しかしながら、家族、家族成員と社会と国家からの十分な援助による家族の福祉お棋び機能に関する焦点は、基本的人本を達成する依然として重要な部分である。これらの権利は、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国籍または社会的背景、財産、出生もしくはその他の身分にかかわらず、あらゆる人々に与えられている。今日の文化のおよび経済的に多様な世界において、これらの権利の実現は、人々の自由な同意および人権と家族の関係に対する理解に基づいた国際協力が必要としている。

国際的法律文書における家族への言及

家族に関するいくつかの重要な条項が、一九四八年以降国際社会により採択された以下の宣言および条約に見られる。

世界人権宣言、一九四八年、第12条、第16条(1)、第16条

(3)、および第25条(1)。

難民の地位に関する条約、一九五一年、第24条(1b)。

無国籍者の地位に関する条約、一九五四年、第24条(1)。

囚人の待遇のための標準最低規則、一九五五年、第37節および第44節。

児童の権利宣言、一九五九年、原則6。

奇年における平和の理想、相互尊重および理解の促進に関する宣言、一九六五年、原則VI、第1節。

婚姻の承諾、婚姻下限年齢および婚姻登録に関する条約、一九六二年、前文第3節。

市民のおよび政治的権利に関する国際規約、一九六六年、第23条(1)、および第24条(1)。

経済的、社会のおよび文化的権利に関する国際規約、一九六六年、第10条(1)。

テヘランでの国際人権会議において採択されたテヘラン宣言、一九六八年、第16節。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、一九七九年、前文第7節、第13節、第14節、および第16条1(e)。

宗教または信条に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言、一九八一年、第5条(1)。

少年裁判の運営のための国連標準最低規則(「北京規則」)、一九八五年、原則1(1)、および原則1(3)。

犯罪および権力濫用の被害者のための正義の基本的原則宣言、一九八五年、第2節、第3節、第6節(d)、第8節、および第12節(b)。

国内および国際的な里親縁組と養子縁組に特に関連する児童の保護と福祉についての社会的および法的原則に関する宣言、一九八六年、第2条。

児童の権利に関する条約、一九八九年、前文第6条、および第22条(2)。

国連広報センター提供による資料より抜粋